

内水面漁業について

令和3年1月29日
秋田県 農林水産部 水産漁港課

「通し回遊魚」とは？

海と河川を往き来する魚

- サケ・サクラマス・シロウオ・イトヨ・ヤツメ
- ウナギ・カマキリ・（モクズガニ）
- アユ・ウキゴリ
- ▲ シラウオ・ワカサギ

海で影響を受ければ



河川資源等にも影響

県内の内水面漁協に知事が免許している漁業権の対象魚種（21漁協）

サクラマス、アユ、イワナ、ヤマメ、コイ、フナ、ヤツメ、モクズガニ、ウグイ、カジカ

漁協はこれらの内容魚種について増殖義務（稚魚放流等）がある。

（アンダーラインが通し回遊魚。内水面漁協により対象魚種が異なる）

サケのふ化放流事業

- 県内のさけふ化場5箇所、毎年約2,000万尾の稚魚を生産・放流。
- ふ化場に隣接する河川への放流のほか、環境教育等のために他河川にも放流。

秋田県内水面漁業協同組合連合会（米代川水系サクラマス協議会）

- 洋上風力発電の情報が入ってこない。正しい情報の提供を望む。
- サクラマス、アユは、特に重要種。影響があれば漁協経営に打撃。
- 漁業権の内容魚種だけが良ければ良いというものではない。多様性の維持。
- 風車の振動、低周波の魚への影響、風車の立地による回遊ルートの変更を懸念。
- 産業種を主とした調査の実施。

秋田県鮭鱒増殖協会

- サケ（稚魚・親魚）の回遊ルートが変わることを懸念。
- 風車基礎部に根付いた肉食性魚類からの食害による生残率の低下
- 風車による水質変化、流れの変化、騒音、影の影響
- サケに関する調査の実施。
- その他（ふ化事業の役割の理解等）